

報告事項第5号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第15号）第3条第1項の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則について臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年12月9日

提出者 豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

豊島区教育委員会

豊島区教育委員会規則第18号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）

の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

## 年分 職員別給与簿

| 年 末 調 整                |          |          |           |                   |           |                                |     |
|------------------------|----------|----------|-----------|-------------------|-----------|--------------------------------|-----|
| 合 算                    | 区 分      |          | 支 払 金 額   | 社 会 保 险 料         | 所 得 税     | 個 人 型 年 金                      | 備 考 |
|                        | 前 職 分    |          |           |                   |           |                                |     |
|                        | その 他     |          |           |                   |           |                                |     |
| 支 払 総 額                |          | 給与所得控除後額 |           | 所 得 金 額 調 整 控 除 額 |           | 給 与 所 得 控 除 額<br>( 調 整 控 除 額 ) |     |
|                        |          |          |           |                   |           |                                |     |
| 所 得 控 除                |          |          |           |                   |           |                                |     |
| 特定親族特別控除額              | 扶養・障害控除等 |          | 基 础 控 除 額 | 社会保険(控除)          | 給与天引個人年金型 | 社会保険(申告)                       |     |
|                        |          |          |           |                   |           |                                |     |
| 所 得 控 除                |          |          |           |                   |           |                                |     |
| 生命保険料                  | 地震保険料    |          | 申告小規模共済   | 配偶者(特別)           | 計         | 課税対象所得金額                       |     |
|                        |          |          |           |                   |           |                                |     |
| 年 税 額<br>( 税 額 控 除 前 ) |          | 住宅借入控除額  |           | 年 税 額             | 既 徴 収 税 額 | 調 整 税 額                        |     |
|                        |          |          |           |                   |           |                                |     |

- 支給区分
- 1 例月給与
- 2 期末・勤勉手当
- 3 寒冷地手当
- 4 改定差額
- 5 児童手当

氏名

## 附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）新旧対照表

| 現行  | 改正後（案）   |
|---|--|
| <p>（給与簿）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>別記第1号様式(第6条関係)</u></p> | <p>（給与簿）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>別記第1号様式(第6条関係)</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和7年12月1日から施行する。</u></p> |

## 支給区分

- 1 例月給与
  - 2 期末・勤勉手当
  - 3 寒冷地手当
  - 4 改定差額
  - 5 児童手当

氏名